

2023年1月6日

仙台市健康福祉局保健所生活衛生課食品衛生係 御中

消費者行政の充実強化をすすめる懇談会みやぎ  
住所 仙台市青葉区柏木1-2-45 フォレスト仙台5階  
電話番号 022-276-5162  
座長 野崎 和夫（宮城県生協連 専務理事）

構成団体

宮城県生活協同組合連合会 専務理事 野崎和夫  
特定非営利活動法人仙台・みやぎ消費者支援ネット  
副代表理事 若狭久美子  
宮城県地域婦人団体連絡協議会 会長 鈴木玲子  
宮城県消費者団体連絡協議会 会長 玉手富美子  
みやぎ生活協同組合 常務理事 小澤義春  
生活協同組合あいコープみやぎ 理事長 高橋千佳  
公益財団法人みやぎ・環境とくらし・ネットワーク  
理事 冬木勝仁

令和5年度仙台市食品衛生監視指導計画（中間案）への意見

食生活は、私たちの生命と健康を支える基礎となるものです。

食品の表示は2020年4月から、食品表示法にもとづく新ルールが完全適用されました。今年4月からは食品添加物表示における「人工」「合成」の用語が削除され、「無添加」「〇〇不使用」という添加物表示に規制が入るようになり、来年は遺伝子組み換えの表示が変わります。食品表示は消費者にとって、その食品の品質を判断し選択する上でなくてはならない情報源です。一方で、食品添加物の不使用表示ガイドラインの内容において、専門家からは「わかりにくい部分があり誤解を生んでいる」との指摘があるなど消費者への情報提供が求められます。

一方、消費者全体に健康志向の高まりが見られ、健康食品の利用も広がり、機能性表示食品の増加に伴い、医薬品との飲み合わせ等による健康被害という新たな問題も浮上しています。消費者教育の機会が少ないなか、今後は一層、行政・事業者・消費者間で新たな手法のリスクコミュニケーションが求められます。

このようなことから、市民が健やかな食生活を営むための食品の安全性や信頼性の確保のために、消費者の声を盛り込んだ「計画」になるよう、策定にあたって下記の意見を提出いたします。

記

1. 令和5年度の重点事業—3. リスクコミュニケーションの推進について

国によるリスクコミュニケーションの定義は、リスク分析の全過程において、リスク評価者、リスク管理者、消費者、事業者、研究者、その他の関係者の間で、情報および意見を相互に交換することとなっています。「せんだい食の安全情報アドバイザー」の育成で、リスクコミュニケーションの推進を位置づけるのは不十分と考えます。

そのため、「効果的に推進するため～」の部分で、以下のような表現をお願いします。

食品の安全に関する様々なテーマについて、市民、食品等事業者、行政等が情報共有や意見交換を通じ、食品安全に係る関係者相互間の理解が進むような意見交換会等を開催します。

## 2. 2- (1) - ①「適正な食品表示の指導」について

食品の表示は 2020 年 4 月に新ルールに変わり、今年 4 月からは食品添加物表示における「人工」「合成」の用語が削除され、「無添加」「〇〇不使用」という添加物表示に規制が入るようになり、来年は遺伝子組み換えの表示が変わることになっています。3 年毎に調査検討をする食物アレルギー物質表示も、ナッツ類の消費拡大が影響し、2022 年くるみが特定原材料に準ずる物質に追加となりました。また、アレルギー表示の欠落や期限表示の誤記載による食品の自主回収事例も散見されています。

こうした状況を踏まえ、食品表示は市民の食品選択における重要な情報源であることから、食品等を取り扱う事業施設において適正な食品表示を推進する核となる人材の育成が必要だと考えます。指導だけではなく、食品の適正表示推進者等を育成する講習会及び同講習会受講済みの者を対象としたフォローアップ講習会などの開催を行い人材育成にも力を入れてください。

## 3. 2- (1) - ①「一般監視」の項目への「食中毒防止対策」の追加について

その他の食中毒防止対策として、新型コロナウイルス感染症の流行の影響などにより、飲食店等の事業者が、持ち帰りや宅配等の新たな提供形態にシフトしています。持ち帰り等の食品は、店内よりも提供するまでの時間が長く、食中毒のリスクが高まることから、調理済食品の温度管理や適切な手洗い方法等について普及啓発を図るとともに、監視指導を実施する項目に追加してください。

## 4. 2- (3) - ②「健康食品の監視指導」について

機能的表示食品の増加に伴い弊害として、医薬品との飲み合わせによる健康影響被害が懸念されます。健康食品による被害の未然防止・拡大防止のため監視指導のほか、担当部署と連携・協力して、健康食品の表示、広告、販売方法等の適正化を図るため、健康食品取扱事業者を対象とした講習会の実施を求めます。

## 5. 2- (3)「流通食品の監視指導」の項目への「食品等事業者における食物アレルギー対策の推進」の追加について

食品の製造段階において、意図しないアレルギーの混入防止を図るため、検査等の手段を活用するなど、使用原材料の点検及び確認の徹底を指導すること、また、アレルギー対応食を導入している乳幼児施設、学校等給食施設に対して助言、指導を行うこと、さらに、飲食店を利用する外国人観光客等にアレルギーの情報提供が適切に行えるよう、講習会の実施やピクトグラム（絵文字）を活用したパンフレットの配布など、継続的に事業者の取組を支援するため、①②に③として、「食品等事業者における食物アレルギー対策の推進」の追加を求めます

## 7. 4- (1) 食品の安全性に関するリスクコミュニケーションの推進・仙台市食品安全対策協議会の開催について

リスクコミュニケーションは、リスク評価者、リスク管理者、消費者、事業者、研究者、その他の関係者の間で、情報および意見を相互に交換することです。食品衛生監視員とともに食品の安全性に関する普及啓発活動を主な目的としている「せんだい食の安全情報アドバイザー」に、リスクコミュニケーションを仲介できるような人材として育成しようとしています。その活動のイメージを明確にしてください。

最後に、仙台市民の生命・健康が最優先という消費者視点の、食の安全性と信頼性の確保に向けた、仙台市としての目的を明確にした「仙台市食の安全・安心推進条例（仮称）」を制定することが有効と考

えます。

食は、日々の生活の基本となるものです。これまでの経済の発展に伴い、世界の様々な食品が大量に流通し、かつてない豊かな食生活が営まれています。その一方で、食品の生産から販売に至るまでの流通の過程が複雑化する中で、食品の安全性を脅かす様々な問題が発生します。そのため、食品等の安全性を確保し、安心して食生活を営むことのできる環境を整備することが、市民の健康を維持していくために不可欠です。

仙台市民の健康の保護が最も重要であるという認識の下に、市民の健康に係る被害を未然に防止するため、市民の意見に十分配慮し、科学的知見に基づいて必要な措置を講じることができるよう「仙台市食の安全・安心推進条例（仮称）」を制定し、条例のもと実効性のある食品衛生監視指導計画を実施することが必要と考えます。

以上